

看護職員養成所施設・設備整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、看護職員の養给力強化を図るため、県内で看護職員養成所の施設・設備整備事業を行う次に掲げる者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

- (1) 日本赤十字社静岡県支部
- (2) 静岡県厚生農業協同組合連合会
- (3) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会
- (4) 学校法人
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人（旧民法第34条に基づくものに限る。）
- (6) 医療法人

ただし、(5)及び(6)については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けることのできる看護職員養成所（ただし、助産師養成所にあつてはこの限りではない。）に限る。

第2 定義

- (1) この要綱において「看護職員養成所」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所をいう。

- (2) この要綱において「看護職員養成所施設・設備整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 看護師等養成所施設整備事業（看護職員の養给力強化を目的とした看護師等養成所の新設に係る施設整備事業をいう。）

イ 看護師等養成所設備整備事業（看護職員の養给力強化を目的とした看護師等養成所の新設に係る設備整備事業をいう。）

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各2部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号又は様式第10号）

ウ 経費所要額調（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書又は各室の用途を明らかにした平面図及び備品内訳書

- (2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 施設に係るものについては、補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 建物の設置場所、規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(イ) 看護職員養成所の養成課程及び学生の定員の変更

イ 設備に係るものについては、補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 補助事業の内容の変更をしようとする場合

(イ) 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各2部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号又は様式第10号）

ウ 変更経費所要額調（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ 変更工事仕様書、工事設計図及び工事仕様書又は変更後の各室の用途を明らかにした平面図及び変更備品内訳書

第7 遂行状況の報告

- (1) 提出書類 各1部
事業遂行状況報告書（様式第6号）
- (2) 提出時期

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月14日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各2部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業実績書（様式第2号又は様式第10号）
- ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真
- カ 契約書の写し又は備品購入契約書の写し若しくは備品購入請書の写し
- キ 補助事業完了後の建物の構造概要及び各室の用途を明らかにした平面図又は備品内訳書
- ク 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
- ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は備品の検収調書の写し

(2) 提出期限

事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、この補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が

減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

1 この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

2 看護婦等養成所施設整備事業費補助金交付要綱(昭和61年静岡県告示第831号)及び看護婦等養成所施設設備整備事業費特別補助金交付要綱(平成6年10月3日付け医第650号静岡県保健衛生部長通知)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		基 準 額	補 助 率 及 び 補 助 額	下限額						
事業の区分	経 費									
看護職員養成所施設整備事業	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	<p>次に掲げる基準面積に、次の表に掲げる基準単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1)新築の場合</p> <p>ア 助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡</p> <p>イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡</p> <p>(2)増築の場合 新築の場合の基準面積から既存面積を差し引いた面積と増築面積を比較して少ない面積</p> <p>(3)改築の場合 既存面積、改築面積、新築基準面積を比較して少ない面積</p> <p>(4)男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)から(3)により算出した面積に16.2㎡を限度として加算した面積</p> <p>※建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする</p> <p>基準単価</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>構 造</th> <th>単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造、木造</td> <td>153,500円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>133,000円</td> </tr> </tbody> </table>	構 造	単 価	鉄筋コンクリート造、木造	153,500円	ブロック造	133,000円	「補助の対象」欄に掲げる経費の支出額と「基準額」欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	—
構 造	単 価									
鉄筋コンクリート造、木造	153,500円									
ブロック造	133,000円									
看護職員養成所設備整備事業	看護師等養成所の運営に関する指導要領第六の7に定める機械器具、標本及び模型に要する経費	<p>看護師及び准看護師の学校又は養成所</p> <p>1か所当たり 13,700千円</p> <p>助産師の学校又は養成所</p> <p>1か所当たり 22,300千円</p>	「補助の対象」欄に掲げる経費の支出額と「基準額」欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	<p>看護師及び准看護師の学校又は養成所</p> <p>1品につき 50,000円</p> <p>助産師の学校又は養成所</p> <p>1品につき 10,000円</p>						

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

看護職員養成所施設・設備整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名 ）

年度において看護職員養成所施設・設備整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）
円 - 円 = 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4横型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績報告書）

事業の名称						区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者（設置者）		施設名		所在地		補助対象事業分					
1 施設の規模及び構造等											
敷地の状況		敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）									
事業の種別		（新築、増築、改築の別）									
建物の構造及び面積		建築面積 m ²		（造）階建て		延べ面積 m ²					
2 施工状況						小計					
工事の施工方法		（直営、請負の別）請負の場合 年 月 日 契約				合計					
施工期間		着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日				4 財源内訳					
3 （支出済）整備費内訳						区分		金額		備考	
区分	費目		面積	単価	金額	備考	円		（内訳）		
補助対象事業分			m ²	円	円						
							計		円		
5 その他 参考事項											
小計											

（注）

- 「費目」欄は、この要綱の第3の補助の対象に掲げる部門ごとに区分して記入すること。
- 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4横型）

経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書）

総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引事業費 (A - B) C 円	対象経費の 支出(予定)額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	県費補助 基本額 G 円	県費補助 所要額 H 円
計							

(注)

- 1 「選定額」欄は、D欄の額とE欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 2 「県費補助基本額」欄は、C欄の額とF欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 3 「県費補助所要額」欄は、G欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。
- 4 変更経費所要額調への場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

看護職員養成所施設・設備整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名 ）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた看護職員養成所施設・設備整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業遂行状況報告書

事業の種類・ 開設者（設置者）	施設名	所在地

1 事業施行状況 (年12月31日現在)

区分	施工面積	工事施工率	金額	備考
自 年月日 至 年12月31日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 年月日 至 年月日 まで竣工見込量				
計				

竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。

2 工事進捗状況 (年12月31日現在)

工事名	年				年				年				
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
設計事務	(100%)												
入札事務	(100%)												
整地工事	(100%)												
基盤工事	(100%)												
〇〇工事	(90%)												

1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。

2 工事名ごとに工事進捗状況（出来高）を%をもって示すこと。

3 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成（見込）				繰越予定		繰越理由
	年12月31日現在		年度末現在（見込）		円	%	
（全体契約額）	円	%	円	%	円	%	
（内県費補助金分）	円						

請負契約額欄の（内県費補助金分）は、交付決定額を記入すること。

様式第7号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名 ）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた看護職員養成所施設・設備整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた看護職員養成所施設・設備整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名 ）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた看護職員養成所施設・設備整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注）

- 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付すること。
- 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第10号（様式 日本産業規格A4横型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績報告書）

1 施設の名称及び所在地

2 設備整備の内容

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象事業費					円	円		
	小計	—	—	—	—			
補助対象外事業費								
	小計	—	—	—	—			
合計		—	—	—	—			

（注）変更事業計画の場合は、変更前の事業計画を上段に括弧書きにし、変更後の計画を下段に記載すること。